熊谷市農業委員会

第２２回総会議事録

令和８年５月２８日（木）

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第２２回総会議事録

１　開会・閉会の日時及び場所

(1) 開会の日時　　令和８年５月２８日（木）午後１時３０分

(2) 閉会の日時　　令和８年５月２８日（木）午後３時２５分

(3) 場　　所　　めぬま農業研修センター２階大会議室

２　会議を組織する委員の定数

(1) 定員数　　４７名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２８名）

(2) 現在数　　４６名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２７名）

３　出欠席の状況及びその氏名　　下記のとおり

(1) 出席数　　３７名

(2) 欠席数　　９名

農業委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	塚田　修	１１	出	戸森　貫一
２	出	笛木　清	１２	出	森田　豊
３	出	栗原　一森	１３	出	千葉　義浩
４	出	坂本　三郎	１４	欠	関口　裕美
５	出	田中　輝久	１５	出	権田　久男
６	欠	菊地　修一郎	１６	出	夏目　亮一
７	出	吉田　正己	１７	出	関根　一三
８	出	福田　和行	１８	出	金井　和夫
９	出	西田　茂夫	１９	出	大島　正
１０	出	水野　薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	中嶋　儀臣	１５	出	笠原　猛
２	出	根岸　勇	１６	出	小林　言孝
３	欠	名野　博明	１７	出	水野　照夫
４	出	伊藤　由行	１８	出	小崎　信明
５	出	髙橋　文雄	１９	出	門叶　和男
６	出	中村　安浩	２０	欠	長谷川　隼男
７		（欠員）	２１	欠	村山　努
８	出	井瀬　伝栄	２２	欠	青木　大輔
９	出	東　幸好	２３	出	川田　雄一
１０	出	漆原　秋夫	２４	出	原田　知子
１１	欠	栗原　加津男	２５	出	若山　美奈子
１２	出	中島　正樹	２６	出	中川　登美夫
１３	欠	石平　伸一	２７	出	林　和弥
１４	出	小澤　好則	２８	欠	茂木　秀孝

４　議　　事

（１）議　案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

（２）報　告

報告事項(１)　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告事項(２)　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告事項(３)　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告事項(４)　農地法第１８条第６項の規定による通知について(合意解約)
報告事項(５)　農地法施行規則第２９条第１項第１号の規定による届出について（２ａ未満の農業用施設）
報告事項(６)　農地改良の届出について
報告事項(７)　時効取得を原因とする農地の権利移転について

５　招　集　者　　熊谷市農業委員会会長　夏目　亮一

６　議事進行状況　　別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第２２回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（　夏目会長挨拶　）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第４条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議　長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は１９名中１７名であります。また、農地利用最適化推進委員については２７名中２０名の出席でございます。
議　長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （　議長一任の声あり　） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 ７番　　吉田委員、 ８番　　福田委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、４議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議とし

議　長	たいと思いますので、御協力をお願いいたします。 　本日は、議案第１号及び第４号において新規就農の方をお呼びしておりますが、議案第４号を先に審議したいと存じますが御異議ございませんか。 （　異議なしの声　） 　それでは議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	総会提出議案の１０頁から４７頁までと議案書資料の２１頁を御覧ください。議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明いたします。 　今回の促進計画は、議案書の１０頁から４７頁までの促進計画（案)、４１２筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので御確認ください。今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する４１２筆は、地域計画の達成に資するよう地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農用地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、新規就農の方をお呼びしておりますので議案番号１３９につきまして先に審議いたします。申請人、〇〇〇〇氏の入室を認めます。 （　申請人　〇〇氏　入室　） 　本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	ただいま御紹介いただきました〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。営農計画に基づき説明をさせていただきます。 　まず就農動機ですが、〇〇したいと思ったことが動機です。次に就農経験ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請人	で現在まで経験を積んでいます。労働力は○○○○○○です。当初は○○○○程度で○○○○○○○○○○○○○○○○○○を育て、成長したら○○○○○○○○○○に植える予定です。経営形態については、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を計画しています。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○くらいの品種を育て、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ができるように考えています。装備についてですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○し、また、○○○○○○○○○○○○○を行うこととしています。周囲は○○○○○○○○○○○○○を行うほか、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申請人	願いいたします。それでは、営農計画書に基づき説明させていただきます。まず就農の動機ですが、計画書にも一部記載させていただきましたが、○○○○○○○○○○○○を学びました。個人的には○○○○○○○○○○○○

議　長	ざいませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号２８５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号５８及び５９については借受人が○○委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号５８及び５９について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は入室してください。 （　○○委員　入室　） 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号６４及び６５については借受人の○○○○○○委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

	（　なしの声　）
議　長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号６４及び６５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （　〇〇委員　入室　） 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号１０７及び１０８については借受人が〇〇委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （　〇〇委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号１０７及び１０８について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （　〇〇委員　入室　） 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号３５３及び３５４については借受人が〇〇〇委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （　〇〇委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

	（　なしの声　）
議　長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号３５３及び３５４について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （　〇〇委員　入室　） 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号４０２については貸付人が〇〇委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （　〇〇委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号４０２について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （　〇〇委員　入室　） 続きまして先に審議いたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件を審議いたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議　長	議案第４号における議案番号５８、５９、６４，６５、１０７、１０８、１３９、２８５、３５３、３５４及び４０２以外の案件につきまして、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続きまして議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程しますが、本市においては新規就農となる方をお呼びしておりますので、まず、議案番号１４について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書、議案書資料とも３頁を御覧ください。議案番号１４つきましては、本日、譲受人の○○○○○○○○○○○にお越しいただいております。今回取得予定の農地面積は○○○○○○○○○○○○○ではございませんが、○○○○○○○○○○○○○○○○○であり、○○○○○○○○○○初めての取得となることからお呼びしております。なお、当案件における作付計画書等を含めた資料につきましては、議案書資料の４頁から１７頁に記載がございます。こちらを御参照いただきながら、○○○○○○○○○○○の説明をお聞きいただければと思います。 また、本案件につきまして、譲受人の取得しようとしている農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項各号については、許可要件のすべてを満たしております。事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、議案番号１４について審議いたします。申請人、○○○○○○○○○○○○○○○○○の入室を認めます。 （　申請人　○○○○○○○○○○○○○○○○○　入室　） 本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに本市において農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	ただ今御紹介いただきました○○○○○○○○○○○○○○○○○と申します。営農計画書に基づき説明をいたします。まず、今回の圃場を選んだ理由ですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申請人	○○○○○○○○○○○○○○○○するにあたり、○○○○○○○○取得することとなりました。適切な除草と営農を行い、周辺農地の営農環境に影響を及ぼさないようにします。次に経歴ですが、○○○○○○○は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を受けており、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

西田委員	○○○○○○○○○○○○○○になると思いますが、そちらの質問をします。そもそも、○○○○○○○○○しているとのことですが、これ以前にも○○したことはありますか。
申請人	○○○○○○については○○○○○○○○○○○○はありません。
西田委員	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○になっているが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

事務局	○○について配付をいたしましたのでこちらを参照ください。
申請人	○○○○○の申請は○○には行わないですし、○○○○○○○○をしていません。○○○○○○○○行うことと○○○○○○○○すると説明をしています。○○○○○○○○○○○○に関しては○○○であり、○○○○○○についてもきちんとできるよう○○○○○○でこのような○○となっています。
事務局	補足ですが、仮に○○○○○○○○○○するにしても○○○○○であれば○○○○が必要となり○○○○○○ことになります。また、本件はあくまでも現在の申請内容で審査をいただくものとなります。
根岸委員	○○○○○○○○として○○○○○したいとあるが、その後に○○○○○○○○○○○という文言があるが、実績はどのくらいあるのでしょうか。
申請人	○○○○○○○○○○○○○○○○○ほど、○○○○○○○○○○○ほどあります。
根岸委員	○○○○では何を作っていますか。
申請人	○○○などを作っています。
根岸委員	今後、熊谷でも○○○○○○を考えていますか。
申請人	現在の予定はないですが、今後については未定です。
根岸委員	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とても心配です。
関根委員	○○○○○○についてもっと有効に使えばいいと思われます。どうして○○○○○○○○○○○○○○○○○○があるのでしょうか。
申請人	○○○○○○は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

関根委員	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ではないでしょうか。
申請人	○○○○○○○○○○○○○○こうならざるを得ないと思っています。
関根委員	であれば、○○○○○に作らず、○○○○○○○という農業部門があるのだから○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○でやればいいのではないでしょうか。
申請人	譲渡し人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○計画したものです。
根岸委員	○○○○○○○○○は取っていますか。
申請人	もちろんとっています。
西田委員	地元住民に説明したのはいつ頃ですか。
申請人	○○○○ごろです。
西田委員	許可が順調にされたとして完成はいつ頃ですか。
申請人	○○については○○○○○○○、○○については○○○○○○○○を予定しています。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 （　申請人　○○○○○○○○○○○○○○○○　退室　） それでは議案第１号における議案番号１４について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号における議案番号１４について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手多数　）

議　長	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きましてただいま審議いたしました新規就農に係る案件以外につきまして事務局から説明を求めます。
事務局	議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については、先に御審議いただきました、議案番号１４を除き全１６件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号４及び５については、○○○○○○○○が○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号における議案番号４及び５について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 （　○○委員　入室　） 次に、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

	（　なしの声　）
議　長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号における議案番号４及び５並びに１４以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。
	（　挙手全員　）
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の４頁と議案書資料の１８頁を御覧ください。議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請については「自己用住宅の敷地拡張」が１件です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	（　なしの声　）
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。
	（　挙手全員　）
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の５頁から９頁と議案書資料の１９頁から２０頁を御覧ください。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については全１３件、内訳は、「自己用住宅」５件、「系統用蓄電所」３件、「車両置場の敷地拡張」１件、「自己用住宅の敷地拡張」１件、「駐車場」

事務局	１件、「特定建築条件付売買予定地」１件、「太陽光発電施設」１件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号２及び５につきましては、〇〇〇が〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （　〇〇委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号２及び５について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （　〇〇委員　入室　） 続いて、先に審議した案件以外につきまして審議をいたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号２及び５以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手多数　）

議　長	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（1）から（7）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。それでは、以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【熊谷市農地集積支援事業、熊谷市耕作放棄地解消対策事業について、農業政策課から説明。妻沼地内における地下水汚染について、令和９年度農地利用最適化施策に関する意見集約、令和９年度農林関係税制改正に関する要望、活動強化月間（農地適正管理推進運動について）、公務災害補償制度への加入について、それぞれ農業委員会事務局から説明、了承。】 事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。
関根委員	○○○○○○○○○について、許可が下りた案件について取消申請が出ました。地盤が軟弱で無理ではないか、と個人的には思っていたのでそうした面からも不許可にするなどの対応はできないものでしょうか。
事務局	農業委員会に付与された権限の中で審査をする以上はそれを逸脱する審査をすることはできません。しかし、○○○については現場で判断に苦慮することが多く、適切な判断を行うための判断基準の明示や法改正を引き続き国、県等に要望して参りたいと思います。
西田委員	非農地判断について申請はありましたか。
事務局	現在のところありません。
西田委員	了解しました。
事務局次長	ほかにございますか。 （　なしの声　） それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。

田中職務代理 事務局次長	（　閉会のあいさつ　） ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	柏木　純一
次長兼農政係長	佐藤　雅史
農地係長	塩澤　公介
主査	滝口　悠太

産業振興部農業政策課職員

主事	鳥羽　亮汰

令和８年５月２８日

熊谷市農業委員会

会　　長　　夏　目　亮　一

署名委員　　吉　田　正　己

署名委員　　福　田　和　行